

守山市屋外広告物 地域区分図

1:2,500



38-3	38-4(9)	39-3(10)
48-1	48-2(13)	49-1(14)
48-3	48-4(17)	49-3(18)

凡 例	
	第1種地域
	第2種地域
	第3種地域
	第4種地域
	第5種地域



ただし、上記内容に関わらず、古墳、墓地および都市公園法第2条第1項に規定する都市公園は第2種地域に該当する。